

2024年インド国家予算案

— 日系企業への税制上の影響 —

デロイト トーマツ 税理士法人 平山 真澄、Pawankumar Kulkarni、庄子 雄基

はじめに

2024年6月、ナレンドラ・モディ首相が3期目の再選を果たし、インドに待望の政治的安定がもたらされ、新政権となったインド政府は、FY2024-25における国家予算案を発表した。この国家予算案には、今後5年間のインド政府のビジョンを示す税制および政策提案が盛り込まれており、これにより、外国投資家は投資、事業拡大、事業運営、資金調達体制の戦略を立てる上で重要な情報を得ることができる発表となっている。

また、2024年7月23日、財務・企業担当大臣のニルマラ・シタラマン氏は、国家予算案を議会で発表した。今回の国家予算案は、経済活性化のための改革を目指し、「インドを世界的な投資先として魅力的なハブとすること」を目的としている。また、同大臣は、政府が2047年までにインドを「先進国」にすることを目指していると述べた。

インドは目覚ましい進歩を遂げており、2024年の名目GDPは3兆9700億ドルで世界第5位、2024年の経済成長率は8.2%で、他の主要国を大きく上回り、世界平均の2倍以上となっている。中期的な成長要因も達成されており、好調な人口動態に支えられ、インフラ支出の増加、都市化と消費の拡大、グローバル・サプライチェーンの変化、気候に配慮した政策、デジタル化に伴う生産性向上などのイニシアティブが主導している。インドの株式市場も、こうした状況下で資金流入を呼び込むと見られている。製造業と投資主導の成長に重点を置いた安定し

た政策環境、安定したマクロ環境、国内からの株式への強い資金流入に支えられ、中長期的な視点ではインドの株式市場に前向きな見通しを持ててだろう。

本稿では、本国家予算案で発表された主要な税制改正案についてまとめた。

(※本稿で取り上げた側面は、2024年9月13日時点における情報に基づいて著者の個人的な見解に基づいて作成しているため、今後のインド政府や関係当局による詳細発表により、本稿で記載された事実と異なる場合がある点、ご留意頂きたい。)

多国籍企業(MNC)は、インドの税制は厳しく、複雑で、当局は非常にアグレッシブであると考えている。その背景には、インドは発展途上国であり、高い成長を持続するためのインフラを構築するための資源を必要としていることから、多くの人々を課税対象に含め、税収を特定し、徴収するためのコンプライアンスシステムを構築していることがある。また、税務テクノロジーツールや、様々な関係当局(税務当局、銀行、社会保障当局、入国管理局、企業法務など)間の積極的なコミュニケーションも、コンプライアンスとコミュニケーションシステムを通じて脱税者の摘発に役立っている。しかし、インド政府は納税者のために現行のシステムを簡素化し合理化する試みを継続的に行い、必要とされていた税務上の確実性と訴訟の減少を実現してきた。こうした取組みの多くが、ビ

解 説

ビジネスの容易さに関するランキングにおいて、以前の137位から現在の63位への飛躍的な進歩に繋がったと言える。財務大臣は、その努力を継続し、今年度の国家予算案でもいくつかの前進的な変更を提案した。これらの措置は、税制を簡素化し、税に関する不確実性と訴訟を減らし、税ベースを拡大することで経済成長を促進するという明確な目的を示している。

インドには約1,400社の日本企業（4,970の事業所）が存在し、2022年時点で8,145人の日本人が居住している（在インド日本国大使館およびJETRO調べ）。日本国内で様々な業界団体が実施した対外投資/ビジネス関連の調査の多くは、今後数年間で事業拡大を計画していると回答した日本企業がかなりの数（ほぼ70%

以上）に上ると指摘している。また、多くの報告書は、日本の中小企業（SME）がインドのような新規市場への参入と買収を検討していることを示唆している。若い世代も、より高いリターンを求めて手元資金の運用先を探している傾向もあり、その方向性は多くが回復力のあるインド株式市場に向いている。一言で言えば、インドの動向、特にモディ新政権の今後を見据えたビジョンを示す国家予算に関心を持つ日本企業、中小企業、個人投資家は数多くいる。

こうした状況を踏まえ、日本企業はインドでの存在感を強める可能性が高く、関心の高まりを考慮し、財務大臣が国家予算で発表した主要な税制改正/発表について取り上げる。発表の主なハイライトは以下の通りである。

主要税制改正案のハイライト

1. 法人税率

多くの多国籍企業（MNC）が歓迎する非常に重要な動きとして、政府は外国法人に対する法人税率（20年以上据え置き）を40%から35%に引き下げることを提案した。これにより、最高実効税率は43.68%から38.22%に引き下げられる可能性がある。インド国内企業に

関連するその他の法人税率は変更されない。

※外国法人とは、支店、プロジェクトオフィス、恒久的施設、およびインド子会社の非居住者株主企業のその他の収入を意味する。日本企業/外国企業のインド子会社は、インドでは「内国法人」と呼ばれ、他のインド国内企業と同等の扱いとなり、より低い税率が適用される。詳細は下記の表をご覧ください。

<法人税率表：改正後の税率は以下の通りとなる>

会社の種類		所得INR 1,000万まで		所得INR 1,000万以上 INR 1億まで		所得がINR 1 億以上	
		通常規定	最低 代替税 (MAT)	通常規定	最低 代替税 (MAT)	通常規定	最低 代替税 (MAT)
内国法人	通常税率	30%	15%	30%	15%	30%	15%
	FY22-23の売上高が INR40億までの場合	25%	15%	25%	15%	25%	15%
	税制上の優遇措置や免除を 受けない場合	22%	該当なし	22%	該当なし	22%	該当なし
	新設の製造会社（2016年 3月1日以降に設立された 会社）－ 税制上の優遇措 置や免除を受けない	25%	15%	25%	15%	25%	15%
	新設の製造会社 （2019年10月1日以降に 設立され、2024年3月31 日までに製造を開始した会 社）－ 税制上の優遇措置 や免除を受けない	15%	該当なし	15%	該当なし	15%	該当なし
外国法人		40%→ 35%	15%	40%→ 35%	15%	40%→ 35%	15%

上述の外国法人への法人税減税は、インド国内に恒久的施設（PE）を保有し、支店やプロジェクトオフィスを通じて事業を展開する日本企業、さらには所得税法に基づくみなし課税の対象となる石油・ガス探査に従事する企業サービスプロバイダーにも影響を与えるであろう。

以前は40%という高い税率（加えて適用されるサーチャージやセス）により、諸外国の低い実効税率を考慮すると（日本の実効税率は30～35%）、外国税額控除の活用が限られていた。本改正案における外国法人における5%の法人税の減税（40%から35%）は、このような企業にとって大きな救いとなる。

また、インドへの進出を希望し、現地で製造会社を設立して事業を開始または拡大しようとしている多くの日本企業が予想していた通り、15%の優遇税率を適用できる製造施設の設立期

限は延長されなかった。言い換えれば、2024年3月31日以降に設立された製造会社は、15%の税率を利用することはできないと言える。今後設立されるすべての新会社は、22%の税率（サーチャージおよびセスが適用される場合あり）を利用することができる。

2. 非居住者電子商取引事業者に対する2%の平衡税（Equalization Levy）の廃止

外国の多国籍企業にとって朗報となるのは、平衡税規定が廃止されたことである。多くの多国籍企業は平衡税関連のコンプライアンスに従うことを嫌がっていたが、その適用可能性についても同様に懸念していた。租税条約の対象外である平衡税の一方的な課税は、平衡税が法人

解 説

所得税の性質のものではないため、法的な二重課税の状況を生み出す傾向があった。

インドは2016年に、インドの消費者向け宣伝を掲載する海外企業を対象に平衡税規定を初めて導入した。その後2020年には、海外事業体が提供するその他の電子商取引サービスにも適用範囲を拡大した。インドは経済協力開発機構(OECD)のBEPS(税源浸食と利益移転)行動計画1の勧告を受けて、最初に措置を講じた。

2020年に平衡税が適用拡大されたことを受け、インドに物理的な存在を持たず、デジタル取引を通じて事業を行い、インドで税金を支払っていない電子商取引事業者に課税されることになった。従来の租税条約の規定は、テクノロジーによって推進される新しいビジネスモデルに課税するには適していなかったことから、外国の電子商取引事業者が物品やサービスのオンライン販売から受け取る対価に対して2%の税率で課税された。一方で、条項や規則が曖昧な形でドラフトされたため、本来であれば課税対象とならないはずのデジタル以外の商品やサービスに対する課税についても曖昧さが生じていた。例えば、グループ企業内でのERPシステム等を用いたオンライン調達は平衡税の対象となるリスクがあったことから、多くの業界団体や外国政府機関が反対を表明し、平衡税の廃止を要求していた。

その後、平衡税は2024年8月1日より廃止されることが決定された。この措置は電子商取引大手にとっては喜ばしいものではあるが、デジタル経済がもたらす課税上の課題に対してインド政府が次にどのような対応を計画しているのかはまだ明らかになっていない。この動きは、インドにおける「ピラー1」と「ピラー2」の導入に向けたロードマップに沿ったものであるように思われる。しかし、平衡税は「ピラー1」と「ピラー2」の導入よりもかなり前に廃止されることが決定した形となる。予算演説ではピラー1とピラー2について言及されなかったが、その後の記者会見で財務大臣は、ピ

ラー1とピラー2の交渉は継続中であり、その前段階として平衡税を廃止する必要があると確認した。これは、平衡税の廃止が、これらの国際基準をインドの税制に統合する可能性に向けた準備段階であることを十分に示唆している。

なお、海外事業体が運営するプラットフォーム上でホストされるオンライン広告に適用される2016年の当初の課税(6%の課税)は、引き続き適用されることに留意すべきである。

3. エンジェル税の廃止

不要な重複チェックやコンプライアンスを排除することを目的として、インド政府はエンジェル税の規定を国内税法から廃止するよう提案した。資本注入には、株式評価方法に関する会社法、外国為替、税法など、複数の法律が適用されていた。エンジェル税は、非公開会社が公正市場価値(FMV)を超えて株式を発行し、受け取った対価が超過した場合に、超過分に対してインド法人に課税するものである。

エンジェル税は、当初はマネーロンダリング対策として導入された特定の租税回避防止策であった。昨年の予算では、エンジェル税の規定が拡大され、非居住者投資家もその対象に含められ、居住者投資家と同等の扱いを受けることになった。しかし、規定の策定方法が原因で訴訟が長期化した。エンジェル税は、若いベンチャー企業を含むインド企業に過剰な財務およびコンプライアンスの負担を強いるものであり、他方では、急成長する産業にとっての真正なリスク資本の利用可能性に悪影響を及ぼすものであった。エンジェル税を完全に廃止することで、株式をプレミアム価格で発行する居住企業に大幅な税負担の軽減がもたらされた。

この動きにより、投資先企業は財務負担から解放され、外国投資案件に関連する交渉や書類作成プロセスが簡素化されることが期待される。この変更は、すべての株主グループから広く歓迎されている。

しかし、エンジェル税の廃止が提案されている一方で、インドの会社法および外国為替管理法では、依然としてFMVをインドへの外国投資の最低価格とみなすことが求められている。

インドで新会社を設立したり、出資を行うことを計画している日本の企業は、今後エンジェル税を心配する必要がなくなるだろう。

4. キャピタルゲイン課税制度

キャピタルゲイン課税に関する改正案は、待ち望まれていたものであり、税制度の枠組みに明確性、統一性、効率性をもたらす。この改正案は、複雑なキャピタルゲイン課税制度を簡素化する。国家予算案では、プロセスを合理化するための3段階のアプローチによる改革が提案されている。これは資本市場を含む様々な分野に広範囲にわたる影響を与えることが予想される。

まず、長期/短期の資産区分を決定するための保有期間の統一が提案されている。次に、税率も簡素化され、税率の最適化が提案されている。最後に、上記の変更に対応するための特定の計算方法の変更が提案されている。

<保有期間>

特定のセクターを奨励するために複数の資産クラスに対して複数の保有期間が規定されていた過去とは異なり、今回の国家予算では、あらゆる資本資産を長期または短期に分類する保有期間は「12ヶ月」と「24ヶ月」の2つのカテゴリーのみとなっている。36ヶ月の保有期間（事業への投資を除く）は廃止された。上場証券の場合は12ヶ月、その他の資産はすべて24ヶ月となる。

つまり、非上場証券（非上場株式を含む）および不動産の保有期間は24ヶ月となり、株式を含むすべての上場証券の保有期間は12ヶ月のままとなる。すべての上場証券の保有期間が12ヶ月となるため、上場事業信託（REIT、

INVIT）の保有期間は36ヶ月から12ヶ月に短縮される。

<税率>

キャピタルゲイン課税制度の大幅な簡素化の一環として、政府は、納税者の居住地や資産の種類にかかわらず、すべての資産カテゴリーにおける長期キャピタルゲインの税率を、従来の10%及び20%から12.5%に変更した。

さらに、上場証券の短期キャピタルゲイン課税は15%から20%に引き上げられた。その他の資産の短期キャピタルゲインには、適用される累進課税率または法人税率が課税される。外国企業に対する法人税率の引下げにより、その他の資産の短期キャピタルゲインに対する課税額も実質的に引き下げられた。

<計算関連事項>

インフレにより資産の取得原価を人為的に引き上げることを認めていたインデックス調整利益は、長期キャピタルゲインの計算から廃止された。居住者個人には限定的なインデックス調整利益が認められる。また、非居住者（納税者）は、キャピタルゲインの計算において為替変動の利益を享受できなくなった。

上記の簡素化には1つの例外があり、2024年7月23日以降に譲渡、償還、または満期を迎える非上場債券および社債は、保有期間に関係なく短期資本資産とみなされ、これらの資産の利益は短期キャピタルゲインとして扱われる。

端的に言えば、インド企業の株式売却による長期利益は、日本企業の手元では12.5%（従来の10%から）で課税されることになる。

キャピタルゲイン課税に関する新規定は2024年7月23日より施行され、2024年7月23日以降に行われる譲渡に適用される。

5. 買戻し規定の刷新

過去において、インドには3つの独特かつ非

解 説

伝統的な課税徴収制度があった。1つ目は、配当分配税（15%の税率）の徴収（DDT：Dividend Distribution Taxと呼ばれ、従来の配当における源泉徴収税の代替として使用されていた）。2つ目は、FMV（公正市場価値）ではない資本注入に対する法人税（一般的にエンジェル税と呼ばれ、租税回避防止策として使用されていた）である。3つ目に、20%の買戻税（BBT：Buy back taxと呼ばれ、株式買戻しによるキャピタルゲイン課税の代替として徴収される）。

これらの課税のユニークな特徴は、インド企業に課税されるという点である。これらの税金は、株主の所得や活動に関連するものであるにもかかわらず、インド企業から徴収される。インドは課税の目的を達成することができたが、投資家の居住地において問題が生じていた。

DDTは数年前に廃止され、インドは従来の配当における源泉徴収税方式となった。そして今年、エンジェル税とBBTの廃止が提案された。しかし、自社株買戻しに関する規定は新たな形態で導入されている。それらをよりよく理解するために、グローバルスタンダードに照らし合わせてみる。

現在、インド企業が自社株買戻しを行う場合、分配可能純利益（買戻しによる収入から投資額を差し引いた額）に対して20%のBBTを支払う必要がある。自社株買戻しは株主においては非課税である。

しかし、今後、BBTは廃止され、買戻しによる収入の全額が、みなし配当所得（キャピタルゲインではなく）として株主には課税対象となることが発表された。自社株買戻しに関する投資額は、株主によって「資本損失」として認識され、将来の他の利益と相殺するために繰越しが認められている（繰越し期間は8年）。端的に言えば、納税者は、自社株買戻し全額に対する税金を前払いし、将来使用されることを想定して資本損失を繰り越すことが今後は必要になるということである。

配当金に関する従来の源泉徴収税規定が、インド企業によるこれらの支払いにも適用されることになる。世界的に一般的に受け入れられている税務慣行とは異なり、インド企業の帳簿に利益が蓄積されているか否かにかかわらず、自社株買戻しによる収益は配当金として課税されることが提案されている。

非居住者株主の場合、納税額を計算するには、インドとそれぞれの国との租税条約が提供する恩典を考慮する必要がある。租税条約の恩典を請求する際に、配当条項を参照すべきか、それともキャピタルゲイン条項を参照すべきか、という難題が生じる可能性がある。さらに、条約が適用されない場合、または非居住者が条約の恩典を請求する資格がない場合、外国企業の手元にある所得は、これまでの買戻しに対する税率20%ではなく、今後は通常の国内税率35%で課税されることになる（租税条約が適用される場合は10%）。

買戻しに関する改正は2024年10月1日より有効となることに留意すべきである。

6. 国内税法の簡素化

1961年インド所得税法をより簡潔で明瞭、簡素で読みやすく理解しやすいものにするため、今後6ヶ月以内に包括的な見直しが行われることが発表された。

現行の税法には多くの冗長な条項が含まれているため、分厚く、複雑なものとなっている。所得税法を包括的に見直し、より簡素で納税者に分かりやすいものにする必要がある。現行の税法は1922年に制定されたもので、298の条項と23の章から構成されている。税法の見直しは、税法の簡素化、コンプライアンスの自動化、訴訟の減少、インドでの事業展開の容易性の向上につながる可能性がある。見直しの目的は、以下の主要な問題に対処することである。

- 訴訟および紛争：複雑な制度は、しばしば紛争や長期にわたる訴訟につながる。政府

は、制度の合理化により訴訟を減らし、納税者により確実な税務を提供することを目指している。

- コンプライアンスの簡素化：見直しは、納税者にとってより簡潔で効率的な税務申告プロセスを目指している。
- グローバルなベストプラクティス：政府は、インドの税制を近代化するために、税務におけるグローバルなベストプラクティスを組み込む意向。

この目的を達成するためには、言うまでもなく、実施に向けた協議プロセスと協調的なアプローチを採用すべきである。現行法の見直しと実施の目的は、税金を徴収すべきところから徴収することであるが、納税者に敬意と信頼を示し、円滑かつ手間のかからない方法で徴収される税法となることを期待したい。

また、関税規則、規制、税率を含む間接税の合理化も提案されている。

日本企業はアドバイザーと協力し、インド政府および当局に期待事項を提出することで、上記のレビューにアプローチすることが可能である。

7. Vivad se Vishwas Schemeスキーム (意味：「紛争から信頼へ」スキーム)

Vivad se Vishwas Scheme 2020の成功を基に、所得税に関する紛争の未処理案件が増加していることを踏まえ、政府は訴訟を減らすための恩赦スキームであるVivad se Vishwas Scheme 2024 (VSV 2.0) の導入を提案した。

このスキームは、係属中の所得税の不服申立ての解決を迅速化することを目的としており、納税者に対して、係争中の税金に一定の割合の係争中の利息、ペナルティ、手数料を上乗せして支払うことで、未解決の所得税関連の不服申し立て案件を一度に解決する機会を提供するものである。

このスキームは、最高裁判所 (SC)、高等裁判所 (HC)、租税裁判所 (ITAT)、CIT (A)、紛争解決パネル (DRP) に対する控訴で、2024年7月22日時点で更正通知が下されていない源泉徴収税の不履行、ペナルティなどに関するものも対象となる。対象外となるのは、搜索手続きに基づいて訴訟手続きが開始された年、起訴手続きが開始された年、インド国外の源泉資産からの非開示所得に関連する訴訟手続き、租税条約に基づき入手した情報を基に調査/再調査が行われた場合などである。

8. 行政手続き — 税務調査、不服申立、源泉徴収手続き

<再アセスメント手続き>

資産、支出、帳簿記入の形式で表された500万ルピーを超える未申告所得を含む高額案件の再調査の時効期間は、再調査を求める関連の会計年度末より11年から、6年3ヶ月に短縮することが提案されている。11年という期間は、M&A取引における交渉の重要なポイントとなっていた。この期間の短縮は、M&A取引の両当事者にとって朗報であり、訴訟問題に関する確実性を提供するであろう。

<控訴手続き>

2024年10月1日より、所得税上訴裁判所への控訴期限は、上訴対象の更正通知が納税者に通知された月の月末から2ヶ月間に変更される。

<源泉徴収手続き>

非居住者の場合の源泉徴収手続きに関する時効期間については、これまで不透明な部分があった。今回、支払が行われた事業年度末から6年間の法定時効期間が提案されている。これは、非居住者への支払が行われる取引書類の交渉に影響を与える可能性が高いと思われる。所得税法に基づく居住者および非居住者の法定時効期間が6年に改正されたことを踏まえ、税務

解 説

補償および補償上限額の交渉は最長6年まで可能になると思われる。

<還付>

最近実施された調査によると、納税者が不服申し立てに勝訴したにもかかわらず、税務当局による還付が遅れていることに納税者が不満を抱いていることが指摘されていた。不服申し立ての是正および不服申し立て命令の執行は、今後2年間に電子化され、ペーパーレス化されることが提案された。この発表は予算演説中でなされており、今後の進展を見守る必要がある。納税者にとって非常に歓迎すべき発表であり、喝采を送りたいところである。

9. 税務当局による不服申し立ての 申立金額の上限引き上げ

財務大臣は、特に税額に大きな影響を与える不服申し立ての審理と決定を行う担当官を増員する計画であることも発表した。これは、政府が紛争を認識しており、その減少に努めていることを示すものである。政府は、租税裁判所(ITAT)、

高等裁判所(HC)、最高裁判所(SC)における直接税、物品税、サービス税に関する税務当局による控訴の金額上限を、それぞれ600万ルピー(ITAT)、2,000万ルピー(HC)、5,000万ルピー(SC)に引き上げた。これにより、税務当局による訴訟が減少する可能性がある。

結論として、今回の国家予算案は、インド政府が、税制、行政の枠組みの簡素化、投資家の信頼と信用の構築に重点的に取り組んでいることを示している。非居住者に対する税率が40%から35%に引き下げられ、平衡税が廃止、キャピタルゲイン課税制度が簡素化、セーフハーバー規定が改正、税法の包括的な見直しが発表、上訴の限度額が引き上げられるなど、日本企業にとってポジティブな内容が盛り込まれている。

今後数ヶ月で、政府が提案した取組みが納税者にとってどのような実質的な利益をもたらすか、また、国の包括的な開発目標にどのように貢献するかが明らかになるであろう。本稿が皆様のインド事業の一助になれば幸いである。